楽天モバイル　買い替え超トクプログラム利用規約　新旧対照表

（下線が改定部分）

変更箇所	変更前	変更後
冒頭	この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、楽天モバイル株式会社（以下「当社」といいます。）が「楽天モバイル買い替え超トクプログラム」の名称で提供するプログラム（以下「本プログラム」といいます。）の利用につき、本プログラムの契約者（以下「契約者」といいます。）~~が遵守すべき事項~~を定めたものです。	この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、楽天モバイル株式会社（以下「当社」といいます。）が「楽天モバイル買い替え超トクプログラム」の名称で提供するプログラム（以下「本プログラム」といいます。）の利用につき、当社と本プログラムの契約者（以下「契約者」といいます。）の間に適用される利用条件を定めたものです。
第１条（規約の適用）３項	３．~~本プログラム利用の~~希望者が、本プログラムの申し込みを行い、当社が、別途定める基準に従い申し込み内容を審査し、適切な申し込みであり、本規約等に定める申し込み条件を満たすと判断した場合は、本プログラムの申し込みを承諾するものとします。当社による承諾をもって、本規約等に基づき当該希望者と当社との間に本プログラム~~の~~利用~~に関する~~契約が成立するものとし、契約者は第１０条に定める場合を除き、本プログラムを解約することはできないものとします。	３．希望者が、本プログラムの利用に関する契約（以下「本プログラム利用契約」といいます。）の申し込みを行い、当社が、別途定める基準に従い申し込み内容を審査し、適切な申し込みであり、本規約等に定める申し込み条件を満たすと判断した場合は、本プログラム利用契約の申し込みを承諾するものとします。当社による承諾をもって、本規約等に基づき当該希望者と当社との間に本プログラム利用契約が成立するものとし、契約者は第１０条（契約者による本プログラム利用契約の解約）に定める場合を除き、本プログラムを解約することはできないものとします。
第１条（規約の適用）４項	４．前項に定める本プログラムの利用契約成立日にかかわらず、本プログラムは、契約者が第３条第１項第~~（３）~~号に定める割賦販売契約等により購入した対象製品を受領した日より開始するものとします。	４．前項に定める本プログラムの利用契約成立日にかかわらず、本プログラムは、契約者が第３条（本プログラム利用の条件）第１項第３号に定める割賦販売契約等により購入した対象製品を受領した日より開始するものとします。
第２条（本プログラム）	本プログラムは、契約者が当社の指定する本プログラムの~~提供~~を受けることができる携帯電話端末（以下「対象製品」といいます。）を購入し、本規約等の条件	本プログラムは、契約者が当社の指定する本プログラムの適用を受けることができる携帯電話端末（以下「対象製品」といいます。）を購入し、本規約等の条件

	に従い、契約者が本プログラム~~により利用していた~~対象製品（以下「旧製品」といいます。）を本プログラムの利用開始日（既に乗り換え実績がある場合は直近の乗換申請に基づく旧製品の受領日）から２５か月目以降に当社に給付することで、旧製品の割賦~~残債務~~を代物弁済し、新しい対象製品（以下「新製品」といいます。）に乗り換えることができるプログラムです。	に従い、契約者が本プログラムの適用対象として登録された対象製品（以下「旧製品」といいます。）を本プログラムの利用開始日（既に乗り換え実績がある場合は直近の乗換申請（第５条第１項で定義します。）に基づく旧製品の受領日）から２５か月目以降に当社に給付することで、旧製品の割賦販売契約等に基づく代金債務（契約者が支払い済みの債務を除きます。以下「割賦残債務」といいます。）を代物弁済し、新しい対象製品（以下「新製品」といいます。）に乗り換えることができるプログラムです。なお、本プログラムは、代物弁済の対象となる旧製品が、通常想定される使用方法であれば一定有すると見込まれる価値を踏まえ、代物弁済による割賦残債務の消滅を認めるものです。
第３条（本プログラム利用の条件）1項	１．契約者は、本プログラムの利用を行うにあたり、以下の条件を満たす必要があります。 （１） 本プログラム申し込み時点において、１８歳以上であること （２） 本プログラム申し込み時点において、楽天会員に入会していること （３） 当社または当社が指定する第三者との間で割賦販売契約または個別信用購入あっせん契約（以下「割賦販売契約等」といいます。）を締結し、４８回の分割払いの方法によって対象製品を購入すること （４） 当社が別途指定する支払い手段により対象製品の割賦金および本プログラムの利用料を自ら支払うこと（第三者による支払いは認められません。） （５） 本規約等に同意の~~上~~、本プログラムにお申し込みいただくこと （６） 当社が別途指定するご案内に従	１．契約者は、本プログラムの利用を行うにあたり、以下の条件を満たす必要があります。 （１）本プログラム利用契約の申し込み時点において、１８歳以上であること （２）本プログラム利用契約の申し込み時点およびご契約中において、楽天会員に入会していること （３）当社または当社が指定する第三者との間で割賦販売契約または個別信用購入あっせん契約（以下「割賦販売契約等」といいます。）を締結し、４８回の分割払いの方法によって対象製品を購入すること （４）当社が別途指定する支払い手段により対象製品の割賦金および本プログラムの利用料を自ら支払うこと（第三者による支払いは認められません。） （５）本規約等に同意のうえ、本プログラム利用契約にお申し込みいただくこと

	い、本プログラムの申し込みまたは利用に必要な手続きを行うこと （７） 本プログラム申し込み時点から過去１年以内に契約者が本プログラムの新規契約（本申し込みにかかる契約を含む）を２回~~以上~~行っていないこと （８） 本プログラム申し込み時点において、本プログラムの契約（本申し込みにかかる契約を含む）を２本~~以上~~行っていないこと	（６）当社が別途指定するご案内に従い、本プログラム利用契約の申し込みまたは利用に必要な手続きを行うこと （７）本プログラム利用契約の申し込み時点から過去１年以内に契約者が本プログラムの新規契約（本申し込みにかかる契約を含む。）を２回を超えて行っていないこと （８）本プログラム申し込み時点において、本プログラムの契約（本申し込みにかかる契約を含む。）を２本を超えて行っていないこと
第３条（本プログラム利用の条件）３項	３．本プログラムは、電気通信事業法第２６条の３に定める初期契約解除の対象外です。契約者による本プログラムの解約は第１０条に従うものとします。	３．本プログラムは、電気通信事業法第２６条の３に定める初期契約解除の対象外です。契約者による本プログラムの解約は第１０条（契約者による本プログラム利用契約の解約）に従うものとします。
第５条（対象製品の乗り換えについて）１項	１．契約者は、以下の条件に従い、~~契約者が本プログラムに基づいて購入した対象製品を、他の対象製品に乗り換えることができます。なお、契約者が新製品を受領した日の属する月の当月分の支払いから、旧製品の割賦残債務は旧製品の当社への給付に基づく代物弁済により消滅し、新製品の割賦金の~~請求に切り替わります。 （１） 当社所定の方法により~~旧製品から新製品への乗り換えの申請（以下「乗換申請」といいます。）~~を行うこと （２） 本プログラムの利用開始日（既に乗り換え実績がある場合は直近の乗換申請に基づく旧製品の受領日）より２５か月目以降であること （３） 乗換申請後当社または当社指定の第三者による所定の与信審査で承認されること （４） 当社との間で割賦販売契約等を	１．契約者は、以下の条件に従い、旧製品から新製品に乗り換える申請（以下「乗換申請」といいます。）を行うことができます。なお、契約者による乗換申請が行われ、本規約等の各規定に従い代物弁済が完了した場合、旧製品の割賦残債務は消滅するものとし、契約者が新製品を受領した日の属する月の当月分以降の支払いから、新製品の割賦販売契約に関する代金の請求に切り替わります。 （１）当社所定の方法により乗換申請を行うこと （２）本プログラムの利用契約開始日（既に乗り換え実績がある場合は直近の乗換申請に基づく旧製品の受領日）より２５か月目以降であること （３）乗換申請後当社または当社指定の第三者による所定の与信審査で承認されること （４）当社との間で割賦販売契約等を締

	締結し、４８回の分割払いの方法によって新製品を購入すること （５） 当社が別途指定する支払い手段により上記新製品の割賦金および本プログラムの利用料を自ら支払うこと（第三者による支払いは認められません。） （６） 当社所定の方法により旧製品を当社または当社の指定する第三者（以下「返送先」といいます。）に返送すること （７） 当社が別途指定する本人確認の手続きを完了すること （８） 旧製品の製造番号（IMEI）を当社が確認できること。なお、対象製品メーカーによる修理が行われ製造番号（IMEI）が変更されている旧製品については、メーカー修理保証書を当社に提出すること。 ~~（９） 次項に規定する故障費用（以下「故障費用」といいます。）の支払いが必要である場合は、故障費用を支払うこと~~ （１０）第~~３~~項に規定する事務手数料を当社が請求した場合には、事務手数料を支払うこと （１１）乗換申請時点において、契約者による本プログラム~~の~~利用が終了していないこと （１２）対象製品の割賦金、利用料、当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを怠っていないこと （１３）本規約等に違反していないこと	結し、４８回の分割払いの方法によって新製品を購入すること （５）乗換申請を行うことに関し、次の①～③に同意していること ①乗換申請を行うと、旧製品について査定（第７条第１項で定義します。）手続が開始すること ②査定手続は、旧製品が代物弁済に充てる価値を有しているか否かを確認する（旧製品の価値を査定する）ものであり、旧製品の状態に応じて、乗換申請を行ったとしても代物弁済が成立しない場合があること ③査定手続により、以下のいずれかの結果を得るため、査定結果を通知する時点において、旧製品の割賦残債務につき分割払いを継続できる権利（期限の利益）を喪失すること (i)旧製品が代物弁済に充てる価値を有すると査定された場合、旧製品をもって割賦残債務を代物弁済する (ii)旧製品が代物弁済に充てる価値を有しないと査定された場合、旧製品に価値がないことが判明することになる （６）当社が別途指定する支払い手段により上記新製品の割賦金および本プログラムの利用料を自ら支払うこと（第三者による支払いは認められません。） （７）当社所定の方法により旧製品を当社または当社の指定する第三者（以下「返送先」といいます。）に返送すること （８）当社が別途指定する本人確認の手続きを完了すること （９）旧製品の製造番号（IMEI）を当社が確認できること。なお、対象製品メーカーによる修理が行われ製造番号

		（IMEI）が変更されている旧製品については、メーカー修理保証書を当社に提出すること。 （１０）当社が別途指定する修理費用または保証の自己負担金（契約者が各種保証サービスの適用を受けるための負担であり、詳細は各規程によるものとします。）の支払いが必要である場合は、これを支払うことに同意していること （１１）第４項に規定する事務手数料を当社が請求した場合には、事務手数料を支払うことに同意していること （１２）乗換申請時点において、契約者による本プログラム利用契約が終了していないこと （１３）対象製品の割賦金、利用料、当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを怠っていないこと （１４）本規約等に違反していないこと
第５条（対象製品の乗り換えについて）２項	~~２．契約者は、返送した旧製品の状態により当社が別途指定する故障費用を支払うものとします。~~	２．契約者が乗換申請を行う場合は、１台ずつ申請をしていただく必要があり、複数の対象製品に対して本プログラムの利用を行っている場合において、１度の乗換申請で複数台の申請を行うことはできません。
第５条（対象製品の乗り換えについて）３項	~~３．当社は、契約者に対して、新製品への乗り換えに際し、当社が別途指定する事務手数料を請求できるものとします。~~	３．契約者は、乗換申請を取り消すことはできないものとします。
第５条（対象製品の乗り換えについて）４項	-	４．当社は、契約者に対して、新製品への乗り換えに際し、当社が別途指定する事務手数料を請求できるものとします。
第５条（対象製品の乗り換えについて）５項	-	５．契約者は、乗換申請を行うにあたり、旧製品が第７条（旧製品の状態確認等）第１項に定める「故障・損傷品」の判定を受ける場合に、代物弁済の申出を取りやめる旨を届け出ることができま

		す。この届出は、当社所定の書式に必要事項を記入のうえ、当社所定の方法により行うものとします。
第６条（旧製品の返送）２項	２．契約者からの乗換申請後、当社または当社が別途指定する第三者は、契約者が本プログラムまたは当社の他の携帯電話サービスの利用に~~あたり~~登録している契約者の住所宛に旧製品を回収するための返送キットを送付します。この場合、受取人確認配達サービス等にて本人確認を実施させていただく場合があります。	２．契約者からの乗換申請後、当社または当社が別途指定する第三者は、契約者が本プログラムまたは当社の他の携帯電話サービスの利用契約に基づき登録している契約者の住所宛に旧製品を回収するための返送キットを送付します。この場合、受取人確認配達サービス等にて本人確認を実施させていただく場合があります。
第６条（旧製品の返送）４項	４．旧製品に記録されているデータの移行および消去（購入した時点で記録されており契約者において消去できないデータは除きます。）は、契約者自身の責任で~~行ってください。~~当社は、契約者から返送された旧製品内に記録されているデータについて責任を負わないものとします。	４．旧製品に記録されているデータの移行および消去（購入した時点で記録されており契約者において消去できないデータは除きます。）は、契約者自身の責任で行うものとします。当社は、契約者から返送された旧製品内に記録されているデータについて責任を負わないものとします。
第６条（旧製品の返送）６項	-	６．旧製品の返送にあたっては返送用キットに同梱されている伝票を利用し、日本国内から返送するものとします。海外から返送された場合には受付不可とします。
第７条（旧製品の状態確認等）１項	１．当社は、~~当社のサービスページに記載の基準に従い、~~契約者から返送された旧製品の状態~~（故障の有無、程度等）の確認を行います。~~	１．当社は、契約者から返送された旧製品の状態の確認を行い、「良品」「故障・損傷品」または「受付不可品」の区分判定（以下「査定」といいます。）を行います。査定基準は当社サービスページその他の当社所定の方法によりあらかじめ契約者に周知するものとします。
第７条（旧製品の状態確認等）２項	~~２．確認の結果、契約者による故障費用のお支払いが必要な場合、当社は契約者に当該故障費用の金額について通知いたします。~~	２．　当社は、前項に定める査定を行った場合、契約者に以下の事項を通知いたします。 （１）　査定結果 （２）　当社所定の端末保証サービス（以下、単に「端末保証サービス」とい

		います。）適用の可否および保証の自己負担金または修理費用 （３） 代物弁済の成否（乗換申請の成否を含む） （４） 旧製品の取扱い
第８条（代物弁済の成立等）１項	~~１．乗り換え時および第１０条第１項第（２）号に基づく解約時の~~旧製品の所有権は、~~契約者が返送先に旧製品を郵送する郵送業者に旧製品を引き渡した時に~~当社に移転するものとします。	１．査定の結果、旧製品が良品に該当する場合、当社が契約者に前条第２項の通知をした時点で代物弁済が完了し、旧製品の所有権は、契約者から当社に移転するものとします。
第８条（代物弁済の成立等）２項	~~２．前項の場合において、当社および契約者の責めに帰さない事由により発生した旧製品の滅失、毀損その他の損害は、旧製品が返送先に到着する時までは契約者が負担し、到着した時以降は当社が負担するものとします。~~	２．査定の結果、旧製品が故障・損傷品に該当する場合、当社が契約者に前条第２項の通知をした時点で代物弁済が完了し、旧製品の所有権は当社に移転します。この場合において、契約者は、端末保証サービスに加入し、保証適用条件を満たすときは保証の自己負担金を、それ以外のときは修理費用を負担するものとします。ただし、割賦残債務の金額がこれらを下回るときは、代物弁済は成立しないものとし、契約者は割賦残債務を一括で支払うものとします（次条第１項第１０号参照。）。
第８条（代物弁済の成立等）３項	~~３．次条第３項第（２）号から第（６）号に該当する場合、当社はかかる旧製品を契約者に返送するものとします。この場合の旧製品にかかる所有権は、当該旧製品が契約者に到着した時に当社より契約者に移転するものとします。また、これらの場合の当社および契約者の責めに帰さない事由により発生した旧製品の滅失、毀損その他の損害は、当社が契約者に旧製品を郵送する郵送業者に旧製品を引き渡す時までは当社が負担し、引き渡した時以降は契約者が負担するものとします。~~	３．前二項の場合において、当社および契約者の責めに帰することができない事由により発生した旧製品の滅失、毀損その他の損害は、第７条（旧製品の状態確認等）第２項の通知を行う時までは契約者が負担し、当該通知をした時以降は当社が負担するものとします。
第９条（代物弁済の不	~~１．契約者が乗換申請を行う場合は、１台ずつ申請をしていただく必要があり、~~	１．当社が契約者から旧製品の返送を受けた場合であっても、以下に該当する場

成立等）1項	~~複数の対象製品に対して本プログラムの利用を行っている場合において、1度の乗換申請で複数台の申請を行うことはできません。~~	合は、保証加入・保証適用の可否および割賦残債務の有無にかかわらず、代物弁済は成立しないものとします。この場合、当社は、契約者に対し旧製品の割賦残債務を一括請求することができるものとします。 （1）第7条（旧製品の状態確認等）第1項の査定結果が「受付不可品」であった場合 （2）契約者が第5条（対象製品の乗り換えについて）第5項に基づく届出を提出している場合であって、第7条（旧製品の状態確認等）第1項の査定結果が「故障・損傷品」であったとき。なお、端末保証サービスが適用される場合はこの限りではありません。 （3）旧製品が契約者から第6条（旧製品の返送）第1項または第10条（契約者による本プログラム利用契約の解約）第2項に定める返送期限までに返送されない場合 （4）第5条（対象製品の乗り換えについて）第1項第9号に基づき旧製品の製造番号（IMEI）を当社が確認できない場合 （5）旧製品にロックがかかっている場合 （6）旧製品に分解、改造等がなされた形跡がある場合 （7）旧製品に故障・損傷の程度を逸脱した躯体の劣化、状態異常、その他の旧製品の使用に障害となる事由がある場合 （8）契約者の故意または重過失による故障・損傷等がある場合 （9）旧製品が紛失・盗難にあった場合 （10）前条第2項ただし書きに定める場合

第９条（代物弁済の不成立等）２項	~~２．契約者は、いかなる場合も乗換申請を取り消すことはできないものとします。~~	２．前項各号に該当する場合、当社は旧製品を契約者に返送するものとします。これらの場合の当社および契約者の責めに帰さない事由により発生した旧製品の滅失、毀損その他の損害は、当社が契約者に旧製品を配送する配送業者に旧製品を引き渡す時までは当社が負担し、引き渡した時以降は契約者が負担するものとします。
第９条（代物弁済の不成立等）３項	~~３．当社が本規約等に基づき契約者からの乗換申請または本プログラムの解約を受け付けるにあたり、契約者の旧製品にかかる割賦残債務の金額にかかわらず、旧製品を契約者から給付を受けることを条件に契約者の旧製品にかかる割賦残債務は代物弁済により消滅します。ただし、以下に該当する場合は、第２条の規定にかかわらず、当社は、契約者に対し旧製品の割賦残債務を請求することができるものとします。~~ ~~（１）旧製品が契約者から第６条第１項または第１０条第２項に定める返送期限までに返送されない場合~~ ~~（２）第５条第１項第（８）号に基づき旧製品の製造番号（IMEI）を当社が確認できない場合~~ ~~（３）旧製品にロックがかかっている場合~~ ~~（４）旧製品に分解、改造等がなされた形跡がある場合~~ ~~（５）旧製品に故障・破損の程度を逸脱した躯体の損傷がある場合~~ ~~（６）契約者の故意または重過失による故障・破損等がある場合~~ ~~（７）旧製品が紛失・盗難にあった場合~~	３．前項に基づき契約者に返送された旧製品について、契約者が配送業者の保管期間内に受け取ることができずに当社に返送された場合等、当社が一定の商業的努力を払い契約者への返送を試みたにもかかわらず当該製品を契約者が受け取れなかった場合、当社は当該旧製品を当社の裁量により破棄または処分することができるものとし、当社は当該旧製品の破棄または処分により契約者に生じた損害について責任を負わないものとします。
第９条（代物弁済の不	~~４．いかなる場合においても、契約者は当社に対して乗換申請時または解約時の~~	（削除）

成立等）4項	~~状態確認結果について異議を申し立てることはできません。~~	
第10条（契約者による本プログラム利用契約の解約）1項	1．契約者は以下のいずれかの方法により本プログラムを解約することができます。 （1） 旧製品の割賦残債務を一括して弁済~~した場合~~ （2） 本プログラムの利用開始日（既に乗り換え実績がある場合は直近の乗換申請に基づく旧製品の受領日）より２５か月目以降に旧製品を当社に給付し旧製品の割賦残債務を代物弁済~~した場合~~（この場合、当該旧製品の割賦残債務のお支払いは不要です。）	1．契約者は以下のいずれかの方法により本プログラムを解約することができます。 （1）本プログラム利用契約の解約申請後、旧製品の割賦残債務を一括して弁済すること （2）本プログラムの利用契約開始日（既に乗り換え実績がある場合は直近の乗換申請に基づく旧製品の受領日）より２５か月目以降に旧製品を当社に給付し旧製品の割賦残債務を代物弁済すること（この場合、当該旧製品の割賦残債務のお支払いは不要です。）
第10条（契約者による本プログラム利用契約の解約）2項	2．契約者は、前項第~~（2）~~号による本プログラムの解約申請後、第６条に準じ旧製品を返送するものとします。ただし、旧製品の返送期限は解約申請月の翌月１５日までとします。	2．契約者は、前項第２号による本プログラム利用契約の解約申請後、第６条（旧製品の返送）に準じ旧製品を返送するものとします。ただし、旧製品の返送期限は解約申請月の翌月１５日までとします。
第10条（契約者による本プログラム利用契約の解約）3項	3．前項により返送された旧製品~~について、当社は第７条に定める状態確認を行うものとし、確認の結果に応じて契約者は故障費用を負担するものとします。~~	3．前項により返送された旧製品の取扱い等については、以下の規定が準用されるものとします。 （1）第５条（対象製品の乗り換えについて）第１項第５号、第７号、第９号、第１０号、第１１号および第１４号、ならびに、同第２項から第５項まで （2）第６条（旧製品の返送）から前条まで
第10条（契約者による本プログラム利用契約の解約）4項	~~4．契約者は、いかなる場合も解約申請を取り消すことはできないものとします。~~	（削除）
第10条（契約者に	~~5．当社は、第１項第（2）号に基づく解約の場合、契約者に対して、当社が別~~	（削除）

よる本プログラム利用契約の解約）5 項	~~途指定する事務手数料を請求できるものとします。~~	
第 12 条（本プログラムの中断、終了および変更）1 項	１．本プログラムの利用契約の有効期間は、本プログラムの利用開始日より４８か月間とします。ただし、当該有効期間中に対象製品の乗り換えが行われた場合、当該乗換申請に基づく新製品の受領日より４８か月間有効期間が更新されるものとし、その後も同様とします。	１．本プログラムの利用契約の有効期間は、本プログラムの利用契約開始日より４８か月間とします。ただし、当該有効期間中に対象製品の乗り換えが行われた場合、当該乗換申請に基づく新製品の受領日より４８か月間有効期間が更新されるものとし、その後も同様とします。
第 12 条（本プログラムの中断、終了および変更）2 項	2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知することなく一時的に本プログラムの全部または一部を中断することができるものとします。~~その際、契約者に損害が発生した場合であっても、当社は責任を負わないものとします。~~ （１） サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生またはその他の理由により本プログラムの提供ができなくなった場合 （２） システム（サーバー、通信回線や電源、それらを収容する建築物等を含みます。）の保守、点検、修理、変更を定期的にまたは緊急に行う場合 （３） 火災、停電等により本プログラムの提供ができなくなった場合 （４） 地震、噴火、洪水、津波等の天災、または戦争、変乱、暴動、争乱、労働争議等その他不可抗力により本プログラムの提供ができなくなった場合 （５） 法令またはこれに基づく措置により本プログラムの提供ができなくなった場合 （６） その他、運用上または技術上当社が本プログラムの一時的な中断が必要であると判断した場合	2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知することなく一時的に本プログラムの全部または一部を中断することができるものとします。 （１） サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生またはその他の理由により本プログラムの提供ができなくなった場合 （２） システム（サーバー、通信回線や電源、それらを収容する建築物等を含みます。）の保守、点検、修理、変更を定期的にまたは緊急に行う場合 （３） 火災、停電等により本プログラムの提供ができなくなった場合 （４） 地震、噴火、洪水、津波等の天災、または戦争、変乱、暴動、争乱、労働争議等その他不可抗力により本プログラムの提供ができなくなった場合 （５） 法令またはこれに基づく措置により本プログラムの提供ができなくなった場合 （６） その他、運用上または技術上当社が本プログラムの一時的な中断が必要であると判断した場合

第 12 条（本プログラムの中断、終了および変更）3 項	３．当社は、任意の理由により、いつでも本プログラムの全部または一部を終了または変更できるものとします。~~当社は、本プログラムの終了および変更による損害について、契約者および第三者に対して責任を負わないものとします。~~	３．当社は、任意の理由により、いつでも本プログラムの全部または一部を終了または変更できるものとします。
第 12 条（本プログラムの中断、終了および変更）5 項	~~５．契約者は、本プログラムが終了した場合、当該終了の事由を問わず、本プログラムの終了日以降本プログラムに基づくいかなる権利も行使できないものとします。~~	（削除）
第１４条（責任の制限）1 項	１．当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、当社は、通常かつ直接~~の~~損害に限りその損害を賠償するものとし、~~如何なる場合であっても~~、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の損失による損害についての責任は負わないものとします。	１．当社は、本プログラムに関連して（本プログラムを利用して乗換申請できなかったことを含みますが、これに限りません。）当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、当社は、通常かつ直接かつ現実的損害に限りその損害を賠償するものとし、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の損失による損害についての責任は負わないものとします。
第１５条（通知）3 項	３．当社は、第１項各号に掲げる方法のほか、当社のサービスページ上にその内容を掲載することをもって、本プログラムに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を当社のサービスページ上に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。	３．当社は、本条第１項各号に掲げる方法のほか、当社のサービスページ上にその内容を掲載することをもって、本プログラムに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を当社のサービスページ上に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。
第 17 条（規約の変更）1 項	１．当社は、本規約等を改定できるものとし、本規約等の改定後は、改定後の本規約等を適用するものとします。	１．当社は、契約者の一般の利益に適合する場合その他民法五百四十八条の四第１項各号に定める事由がある場合には、本規約等を改定できるものとし、本規約等の改定後は、改定後の本規約等を適用するものとします。

第 17 条（規約の変更）2 項	２．当社は、前項により本規約等の改定を行う場合、~~その影響および本プログラムの運営状況などに照らし、適切な時期および適切な~~方法により、契約者に~~情報提供を行う~~ものとします。	２．当社は、前項により本規約等の改定を行う場合、当社のウェブサイトに掲示する方法または当社が適当であると判断する方法により、あらかじめ契約者にその旨を周知するものとします。